

第7章 歴史的風致形成建造物の指定

1. 歴史的風致形成建造物の指定方針

伊賀市には、上野城下町をはじめとして、国・県・市の指定文化財等が多数存在しており、そのなかでも特に江戸時代以降この地域の文化の中心地として栄えた町並みとそこに住む人々の生活が一体となって歴史的風致を形成している。

これまでも歴史的な建造物について伊賀市文化財保護条例に基づき保存と活用に努めてきた。今後も歴史的建造物を保存・活用する環境の充実に努め、連続性をもった町並みを後世に伝えていく。

あわせて、重点区域においては、歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的な建造物等を「歴史的風致形成建造物」として指定し、上野城下町区域、島ヶ原区域、阿保区域の歴史的発展と文化的価値を忠実に伝える歴史的風致の維持と向上を図っていく。

なお、指定にあたっては、建造物等の所有者及び管理者の意見を尊重した上で歴史まちづくり法第12条に基づいた手続きを行う。

2. 歴史的風致形成建造物の指定基準

歴史的風致形成建造物の指定においては、本市の歴史的発展を忠実に後世に伝えるための重要な建造物等であって、保存と活用において価値を有すると認められるもので、次のいずれかに該当するものとする。

- 意匠、形態、技術性が優れているもの
- 歴史性、地域性、希少性、復原の可能性から価値が高く、保全が必要なもの
- 外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持向上のために必要なもの

民間が所有するものにあつては、今後当該建造物の所有者が適切な維持管理をしていく意向をもっていることを確認して指定を行うこととする。

3. 歴史的風致形成建造物の指定の対象

上記の1、2を踏まえ、伊賀市における歴史的風致形成建造物は、重点区域内において歴史的風致維持及び向上のためにその保全を図る必要があるものと認められるものを次のとおり指定する。ただし、重点区域内における国指定重要文化財及び史跡は除く。

- 文化財保護法に基づく登録有形文化財（建造物）
- 三重県文化財保護条例に基づく指定文化財
- 伊賀市文化財保護条例に基づく指定文化財及び登録文化財

- ・景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観重要建造物
- ・重点区域内の歴史的風致の維持向上に寄与すると市長が認めた建造物

4. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的風致の重要な構成要素であり、所有者はその歴史的風致形成建造物が存在する歴史的背景と保存の重要性を認識し、価値に基づいた維持管理を行うとともに、公開等の活用を行い、歴史的風致の維持及び向上を図る。

なお、維持管理に必要な修理等を行う場合は、専門家や学識経験者に意見・助言を求め、その意匠や形態等の保存・復原に努める。

(2) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針

① 県・市指定文化財、登録有形文化財

県・市の指定文化財、国の登録有形文化財に関しては、それぞれ対応する法令・条例に基づき、現状変更などの行為規制などがすでに実施されている。修理については、現状の維持または調査に基づく復原を基本とする。公開・活用のために必要な防災上の措置等について、建造物の価値を損なわない範囲で実施する。また市の登録文化財についても適切に保存を図っていく。

② その他（未指定）の歴史的風致形成建造物

文化財の指定等がされていない歴史的風致形成建造物については、調査等を実施し価値を明らかにするとともに、必要に応じて文化財指定・登録に取り組むものとし、それぞれ対応する法令・条例等に基づく保存を図るものとする。

その他の建造物については、歴史的風致の維持及び向上の観点から、外観を対象に現状の維持または調査に基づく復原を基本とし、内部においても価値が高いものについては、所有者に対し、所有者の生活を尊重しつつも保存に対する協力を求めている。

③ 届出不要の行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号の規定に基づく届出が不要な行為については、以下のとおりとする。

- ア) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- イ) 三重県文化財保護条例（昭和 32 年三重県条例第 72 号）第 5 条第 1 項に基づく県指定有形文化財について、同条例第 16 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第 17 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合
- ウ) 伊賀市文化財保護条例（平成 16 年条例 271 号）第 4 条第 1 項に基づく市指定有形文化財について、同条例第 17 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第 18 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合、

エ) 景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合

5. 指定された歴史的風致形成建造物

当該重点区域において、歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

文化財種別	名称	写真	年代	構造	所有者	備考
1	県指定 愛宕神社 本殿		江戸	木造	法人	平成 29 年 3 月 31 日認定
2	県指定 旧小田小学校 校本館		明治	木造	伊賀市	平成 29 年 3 月 31 日認定
3	県指定 旧三重県第三中学校 校舎附正門		明治	木造	三重県	平成 29 年 3 月 31 日認定
4	県指定 菅原神社 楼門・鐘楼		江戸	木造	法人	平成 29 年 3 月 31 日認定
5	県指定 入交家住宅 主屋・長屋 門・表屋・土蔵		江戸	木造	伊賀市	平成 29 年 3 月 31 日認定
6	県指定 廣禅寺輪蔵		江戸	木造	法人	平成 29 年 3 月 31 日認定
7	市指定 藤堂藩旧武庫		江戸	木造	三重県	平成 29 年 3 月 31 日認定
8	市指定 伊賀文化産業城		昭和	木造	法人	平成 29 年 3 月 31 日認定

文化財種別		名 称	写 真	年 代	構造	所有者	備考
9	市指定	西町集議所		江戸	木造	伊賀市	平成 29 年 3 月 31 日認定
10	市指定	藤堂家所縁 御殿の御門		江戸	木造	伊賀市	平成 29 年 3 月 31 日認定
11	国登録	北泉家住宅 主屋（旧上 野警察署庁 舎）		明治	木造	個人	平成 29 年 3 月 31 日認定
12	国登録	寺村家住宅 主屋・前蔵		江戸	木造	個人	平成 29 年 3 月 31 日認定
13	国登録	上野文化セ ンター		大正	木造	個人	平成 29 年 3 月 31 日認定
14	国登録	赤井家住宅 主屋・長屋 門・土蔵・茶 室・土塀		江戸～昭 和	木造	伊賀市	平成 29 年 3 月 31 日認定
15	国登録	開化寺観音 堂・三重塔・ 門		江戸～大 正	木造	法人	平成 29 年 3 月 31 日認定
16	国登録	栄楽館南 棟・東棟・土 蔵・門及び 塀		明治	木造	伊賀市	平成 29 年 3 月 31 日認定

文化財種別		名称	写真	年代	構造	所有者	備考
17	国登録	いとう旅館 本館		明治	木造	個人	平成 29 年 3 月 31 日認定
18	国登録	旅館薫楽荘 本館・蔵・門 及び塀		明治	木造	個人	平成 29 年 3 月 31 日認定
19	国登録	一乃湯 本館・門		大正	木造	個人	平成 29 年 3 月 31 日認定
20	国登録	中森家住宅 主屋・離れ・ 前蔵・蔵・門 及び土塀・ 井戸屋形及 び板塀		江戸～昭 和	木造	個人	平成 29 年 3 月 31 日認定
21	市指定	成瀬平馬家 長屋門		江戸	木造	伊賀市	平成 29 年 3 月 31 日認定
22	県指定 史跡及 名勝	蓑虫庵（蓑 虫庵・芭蕉 堂・茶室）		江戸	木造	伊賀市	平成 31 年 3 月 29 日認定
23	市指定 史跡	芭蕉翁生家 （生家・釣 月軒・土蔵）		江戸	木造	伊賀市	平成 31 年 3 月 29 日認定
24	国登録	旧料理旅館 九重		昭和	木造	個人	令和 2 年 3 月 24 日認定

文化財種別		名称	写真	年代	構造	所有者	備考
25	市指定	旧上野市庁舎		昭和	鉄筋コンクリート造	伊賀市	令和2年3月24日認定
26	未指定	上野西小学校体育館・渡廊下		昭和	鉄筋コンクリート造	伊賀市	令和2年3月24日認定
27	未指定	白鳳公園レストハウス		昭和	鉄筋コンクリート造	伊賀市	令和2年3月24日認定
28	国登録	福岡醤油店		明治	木造	個人	令和3年3月15日認定
29	未指定	湖月堂		明治	木造	個人	令和3年3月15日認定
30	未指定	御菓子司 おおにし		明治	木造	個人	令和3年3月15日認定
31	未指定	島ヶ原宿旧本陣・御茶屋		江戸	木造	個人	令和3年3月15日認定
32	未指定	お宿・お料理 伊勢慶		明治	木造	個人	令和3年3月15日認定
33	未指定	越山家住宅		大正	木造	個人	令和3年3月15日認定

文化財種別		名 称	写 真	年 代	構 造	所 有 者	備 考
34	国登録	上野市駅舎		大正	木造	伊賀市	令和4年3月25日認定
35	未指定	旧廣部邸		江戸	木造	企業	令和4年3月25日認定
36	未指定	柴田家住宅		大正	木造	個人	令和4年3月25日認定
37	国登録	星家住宅		明治	木造	個人	

6. 歴史的風致形成建造物の指定候補

当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

文化財種別		名 称	写 真	年 代	構 造	所 有 者	備 考
38	未指定	阿保西部の常夜燈		江戸	石造	阿保地区	
39	未指定	阿保東部の常夜燈		江戸	石造	阿保地区	
40	未指定	長屋門・蔵・石柱門		江戸 昭和	木造	伊賀市	

文化財種別		名 称	写 真	年 代	構 造	所有者	備考
41	未指定	井本薬局		江戸	木造	個人	
42	未指定	明覚寺鐘 楼門		江戸	木造	法人	
43	未指定	森川家住 宅		明治	木造	個人	
44	未指定	愛閑亭		昭和	木造	伊賀市	
45	未指定	数馬茶屋		昭和	木造	伊賀市	

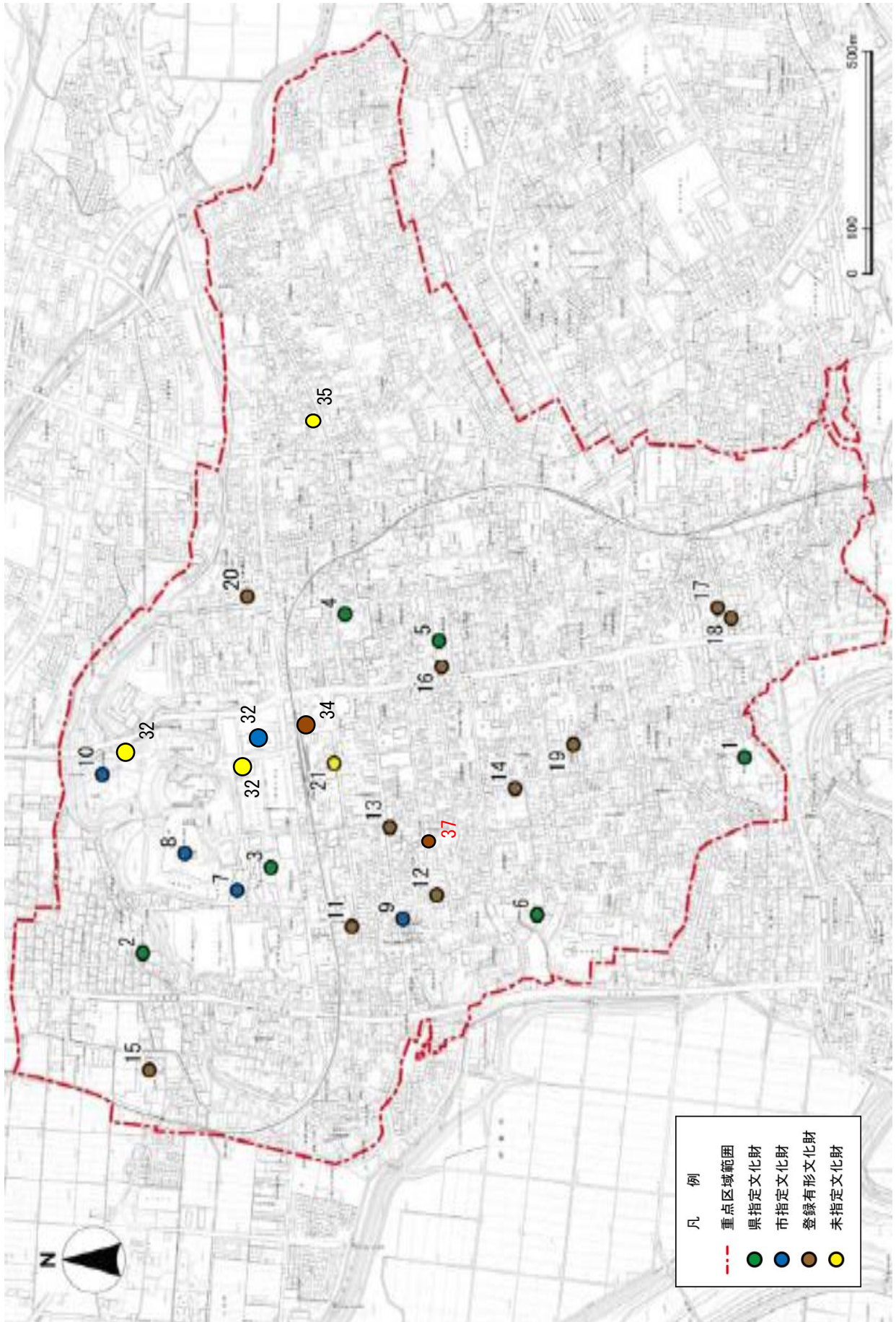


図 歴史的風致形成建造物 位置図 上野城下町地区

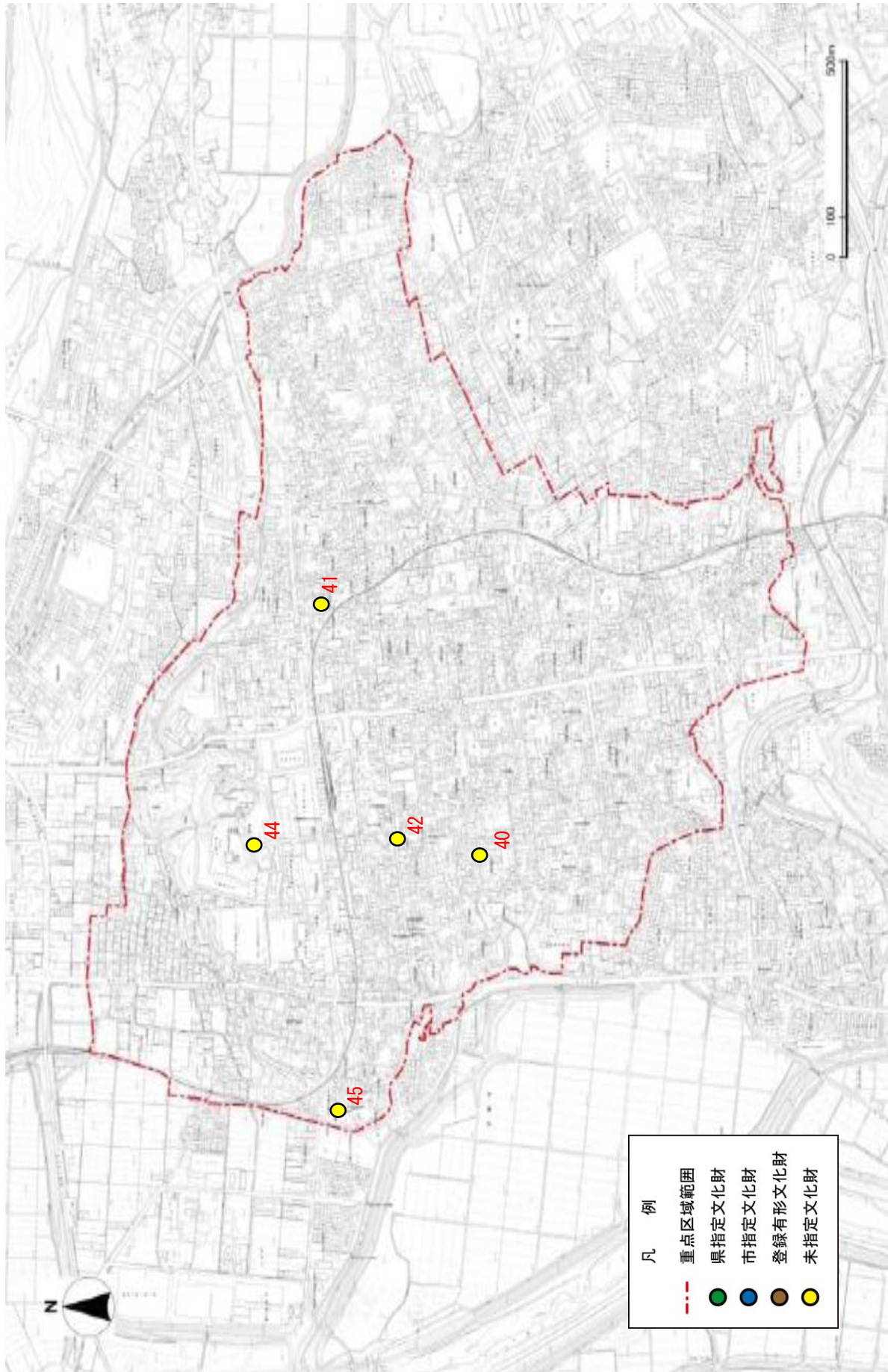


図 歴史的風致形成建造物の指定候補 位置図 上野城下町地区

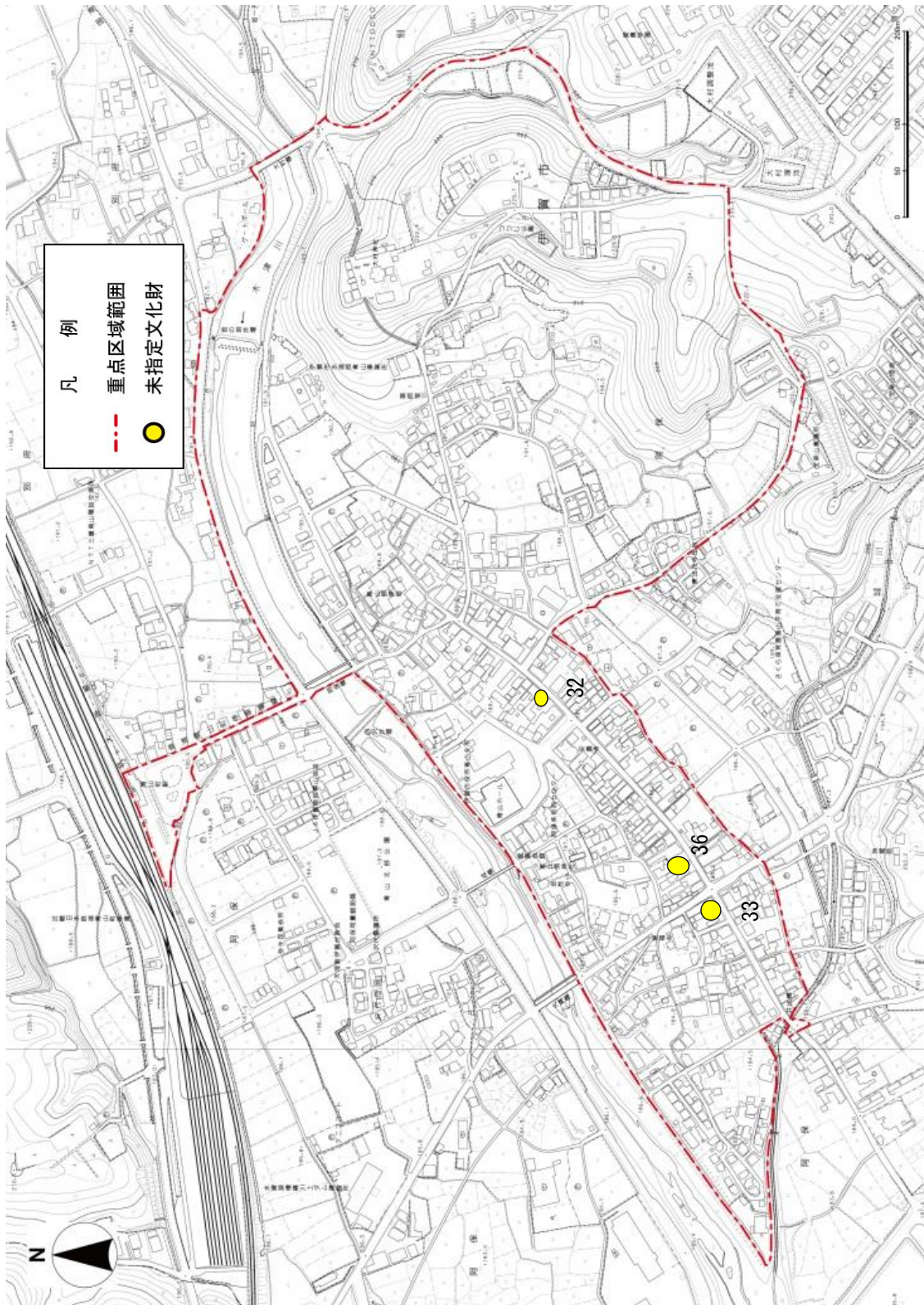


図 歴史的風致形成建造物の指定 位置図 阿保地区

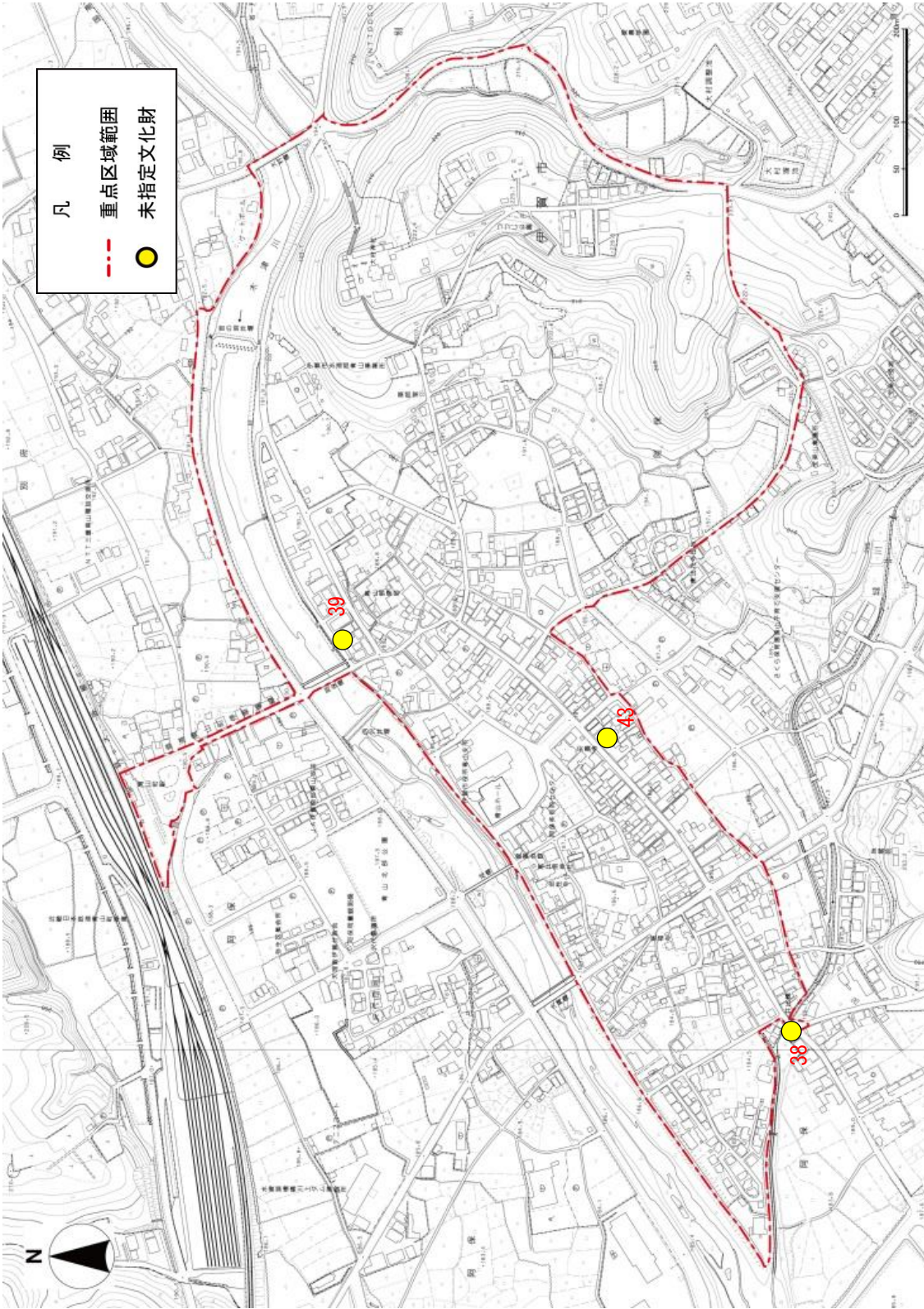


図 歴史的風致形成建造物の指定候補 位置図 阿保地区

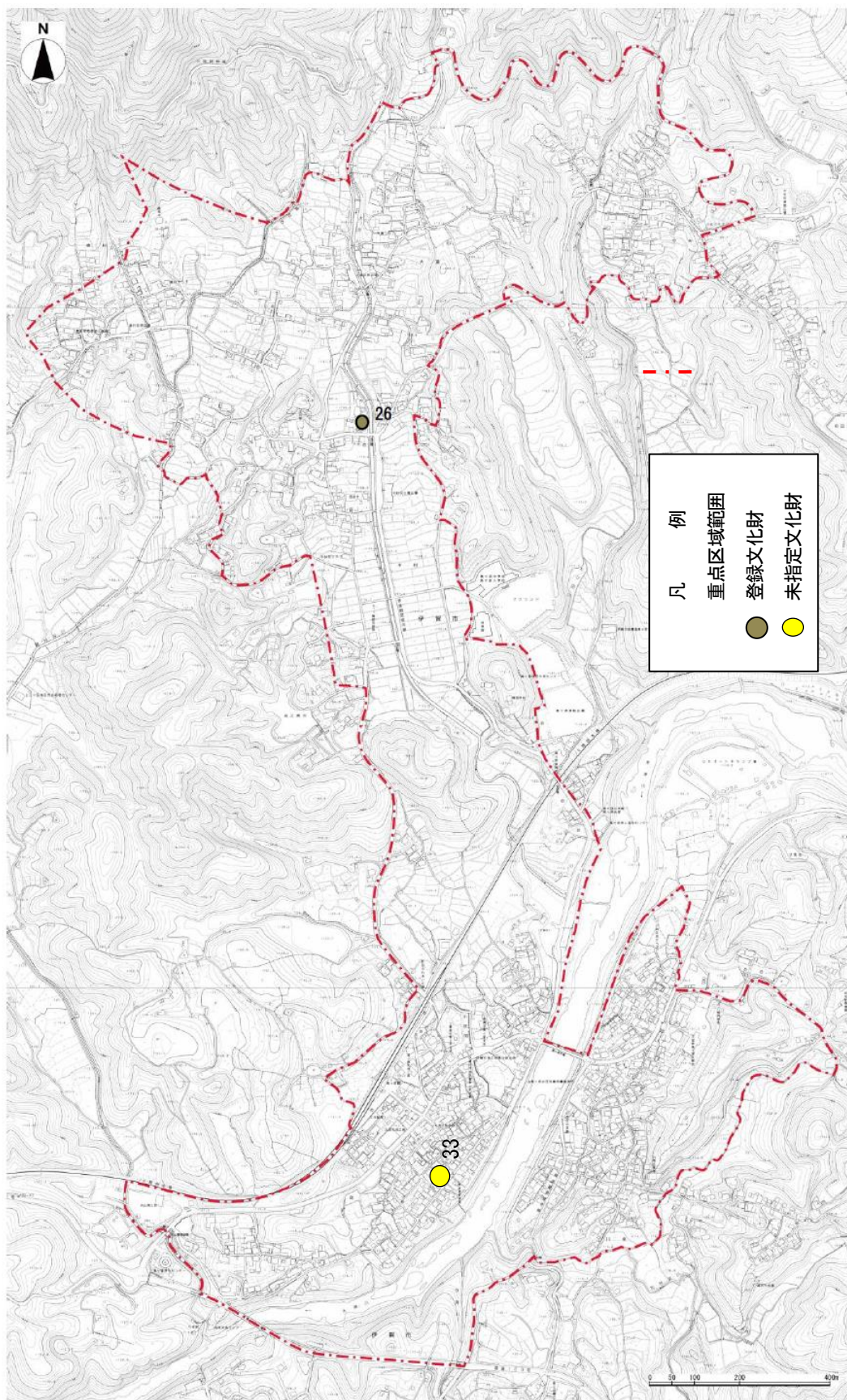


図 歴史的風致形成建造物の指定候補 位置図 島ヶ原地区

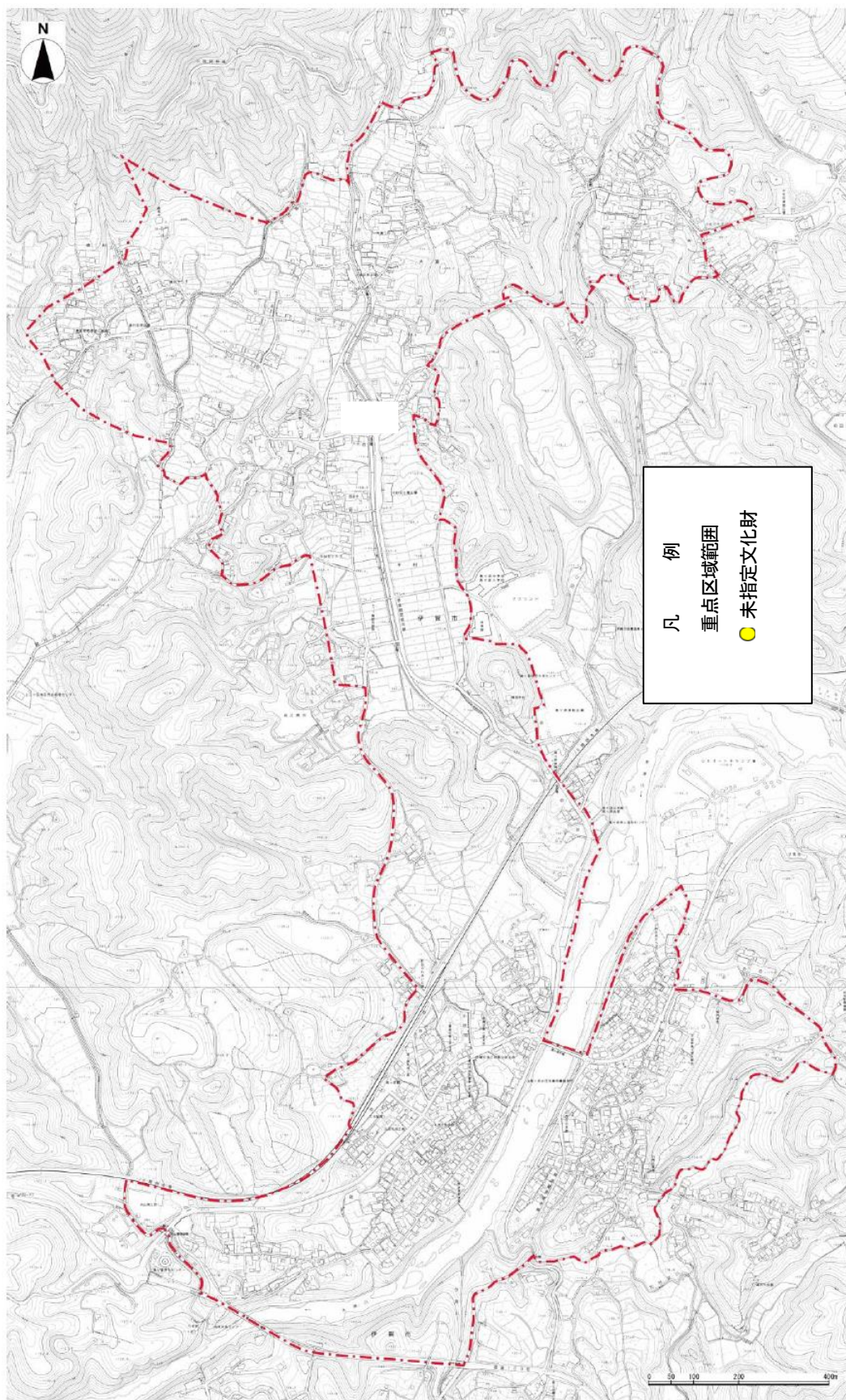


図 歴史的風致形成建造物の指定候補 位置図 島ヶ原地区